

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	( 同 )	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	( 同 )	四
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	( 同 )	五
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	( 同 )	五
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	( 同 )	五
○知事指定薬物の指定	(薬 務 課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	五
○道路の区域変更(三件)	(道 路 課)	六
○道路の供用開始(二件)	( 同 )	六
○財政状況の公表	(財 政 課)	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出	( 同 )	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁施設整備課)	七
○政治団体の届出	選挙管理委員会	八

ページ

## 告 示

- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))
- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の指定取消し等の届出

一 一 九 九 八 八

○宮城県告示第九百七十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇六〇〇六四四	ヘルパーステーションはぐ・はんず 白石市東町二丁目十番二十六号	株式会社万緑	令和元年七月一日
○四七二二二二二五七	J A新みやぎ栗っこケアサービスセンター 栗原市金成沢辺木戸口五十番地	新みやぎ農業協同組合	令和元年七月一日
○四七一四〇〇八五三	プラスケア一蓮 東松島市大塩字緑ヶ丘四丁目一番五	有限会社いずみの郷	令和元年七月一日
○四七二七〇一三六六	J A新みやぎ あさひなケアサービスセンター 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二	新みやぎ農業協同組合	令和元年七月一日
○四七〇七〇二二一〇	訪問介護センター スマイル・ワン 名取市植松三丁目九番地二十三	特定非営利活動法人スマイル・ワン	令和元年八月一日
○四七〇二〇三〇二七	ニチイケアセンターあゆみ 石巻市あゆみ野三丁目二番地十四号ヤマホンあゆみ野ビル二階	株式会社ニチイ学館	令和元年九月一日

二 訪問看護

〇四七二二〇一四六六	〇四七二八〇〇七六一	〇四七〇九〇〇九五二	〇四七〇三〇一〇五一	〇四七〇七〇二二三六
ニチイケアセンターつきだて	ニチイケアセンターなかにいだ	ニチイケアセンター多賀城	ヘルパーステーション東雲	ケアステーションあかり
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	社会福祉法人やまとみらい福祉会	豊かな心株式会社
令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月十五日	令和元年十月一日	令和元年十月一日

三 通所介護

〇四六〇九〇〇五四	〇四六〇七九〇一六
訪問看護ステーションふれ愛	訪問看護ステーション豊かな手
株式会社ベターライフ	株式会社豊かな手
令和元年七月一日	令和元年十月一日

三 通所介護

〇四七二二〇一四六六	〇四七二八〇〇七六一	〇四七〇九〇〇九五二	〇四七〇三〇一〇五一	〇四七〇七〇二二三六
ニチイケアセンターつきだて	ニチイケアセンターなかにいだ	ニチイケアセンター多賀城	ヘルパーステーション東雲	ケアステーションあかり
株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	社会福祉法人やまとみらい福祉会	豊かな心株式会社
令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月十五日	令和元年十月一日	令和元年十月一日

四 特定施設入居者生活介護

〇四七〇三〇一〇六〇	〇四七二二〇二二八	〇四七三二〇一六〇
東松島市野蒜字亀岡五十三番地一	ケアサロン anju	ケアブレックス美里ケア
株式会社ドクターアイズ	ケアプランニング株式会社	株式会社リツワ
令和元年十月一日	令和元年十月一日	令和元年十月一日

五 福祉用具貸与

〇四七三二〇一〇五二
介護付き有料老人ホームのぞみ
有限会社穂乃香
令和元年九月一日

六 特定福祉用具販売

〇四七二七〇一三六六	〇四七三五〇〇二二三
JA新みやぎあさひなヶアサヒビスセンター	株式会社赤間商会
新みやぎ農業協同組合	株式会社赤間商会
令和元年七月一日	令和元年九月一日

六 特定福祉用具販売

〇四七三五〇〇二二三
株式会社赤間商会
株式会社赤間商会
令和元年九月一日

〇宮城県告示第九百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇九九〇〇五四	訪問看護ステーションふれ愛 多賀城市町前二丁目三一二 十五M&Mビル四F	株式会社ベターライフ	令和元年七月一日
〇四六〇七九〇一一一六	訪問看護ステーション豊かな手 名取市手倉田字堰根三百五十六番地	株式会社豊かな手	令和元年十月一日

二 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七三二〇一一五二	介護付き有料老人ホームのぞみ 遠田郡美里町中埴字上戸三十五番一	有限会社穂乃香	令和元年九月一日

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二七〇一二六六	JA新みやぎあさひなケアサービスセンター 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二	新みやぎ農業協同組合	令和元年七月一日
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会 牡鹿郡女川町女川浜字女川九十八番地SG一十五街区一画地	株式会社赤間商会	令和元年九月一日

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七三五〇〇二二三	株式会社赤間商会	株式会社赤間商会	令和元年九月

牡鹿郡女川町女川浜字女川一十八番地SG一十五街区 一日

〇宮城県告示第九百七十四号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二七〇〇〇六一	JAあさひなケアサービスセンター 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二	あさひな農業協同組合	令和元年六月三十日
〇四七二二〇〇九一五	ヘルパーステーションめぐみ 遠田郡美里町中埴字上戸三十五番一	有限会社穂乃香	令和元年八月三十一日
〇四七〇三〇〇七二四	ヘルパーステーション東雲 塩竈市新浜町二丁目二番四十三	株式会社大和リアルテイク	令和元年九月三十日
〇四七二二〇一五六六	訪問介護 たすくろ 登米市米山町善王寺石神十番地七	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	令和元年九月三十日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七一三〇〇八九七	JA栗っこデイサービスセンター 栗原市金成沢辺木戸口五十番地	栗っこ農業協同組合	令和元年六月三十日
〇四七〇八〇〇二三六	ニチイケアセンター角田中央 角田市角田字扇町九番地の五	株式会社ニチイ学館	令和元年七月三十一日

〇四七二二〇一三六七	ユースポ大河原デイサービス 柴田郡大河原町新桜町一番 地十	株式会社上の組	令和元年九月 三十日
〇四七一一〇〇八三四	CAMP岩沼 岩沼市藤浪一丁目三番二十 四号	社会福祉法人光風福祉会	令和元年十月 三十一日

三 短期入所療養介護

介護保険事業所番号 〇四一〇三二〇〇三三	事業所の名称及び所在地 塩竈市立病院 塩竈市香津町七番一号	事業者の名称 塩竈市	廃止年月日 令和元年九月 一日
-------------------------	-------------------------------------	---------------	-----------------------

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇〇六一	事業所の名称及び所在地 JAあさひなケアサービス センター 黒川郡大和町吉岡南三丁目 六番地の二	事業者の名称 あさひな農業協同組合	廃止年月日 令和元年六月 三十日
〇四七三二〇一一九三	株式会社ジェー・シー・ア イ仙南事業所 柴田郡柴田町船岡字新生町 二十八番地二	株式会社ジェー・シー・ アイ	令和元年九月 三十日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七三二〇一一九三	事業所の名称及び所在地 株式会社ジェー・シー・ア イ仙南事業所 柴田郡柴田町船岡字新生町 二十八番地二	事業者の名称 株式会社ジェー・シー・ アイ	廃止年月日 令和元年九月 三十日
-------------------------	---	-----------------------------	------------------------

〇宮城県告示第九百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和元年十二月十七日

一 介護予防短期入所療養介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四一〇三二〇〇三三	事業所の名称及び所在地 塩竈市立病院 塩竈市香津町七番一号	事業者の名称 塩竈市	廃止年月日 令和元年九月 一日
-------------------------	-------------------------------------	---------------	-----------------------

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇〇六一	事業所の名称及び所在地 JAあさひなケアサービス センター 黒川郡大和町吉岡南三丁目 六番地の二	事業者の名称 あさひな農業協同組合	廃止年月日 令和元年六月 三十日
〇四七三二〇一一九三	株式会社ジェー・シー・ア イ仙南事業所 柴田郡柴田町船岡字新生町 二十八番地二	株式会社ジェー・シー・ アイ	令和元年九月 三十日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七三二〇一一九三	事業所の名称及び所在地 株式会社ジェー・シー・ア イ仙南事業所 柴田郡柴田町船岡字新生町 二十八番地二	事業者の名称 株式会社ジェー・シー・ アイ	廃止年月日 令和元年九月 三十日
-------------------------	---	-----------------------------	------------------------

〇宮城県告示第九百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者  
手帳の交付のために診断を行う医師として、令和元年十一月二十一日次の者を指定した。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
新妻 展近 <small>にいづま けんちん</small>	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
藤井 紳司 <small>ふじい しんじ</small>	泌尿器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
金澤 憲治 <small>かねざわ けんじ</small>	整形外科	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番一号

神田 暁郎 呼吸器科 医療法人浄仁会 大泉記念病院  
白石市福岡深谷字一本松五番地

○宮城県告示第九百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
大庭 正敏	内 科	医療法人寶樹会 仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一番一号	大崎市民病院鹿島台分院	大崎市民鹿島台平番地
日下 仁	整形外科	じん整形外科クリニック	大河原町字小島二十六番六号	みやぎ県南中核病院	大河原町字西三十八番一号
鳴海 創大	内呼吸器科	医療法人社団健康会富ヶ丘内科・アレルギー科	富谷市富ヶ丘二丁目十一番四十四号	大崎市民病院	大崎市民古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第九百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
中山 広明	医療法人すみれ会 なかやま整形外科クリニック	なかやま整形外科クリニック	岩沼市押分字間畑十番地一

○宮城県告示第九百七十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
安達 けい	内科・外科	医療法人安達同済会 同済病院	角田市佐倉字上土浮二番地
高橋 智子	脳神経外科	医療法人社団 仙石病院	東松島市赤井字台五十三番地七

○宮城県告示第九百八十号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 ニー（ブチルアミノ）ー（四クロロフェニル）プロパノールオン及びその塩類（通称名：4-Chlororobutylcathinone）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるためと認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和元年十二月十八日

○宮城県告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県松島町松島字愛宕裏二二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

一 道路の種類 県道

二 道路名 女川牡鹿線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市鮫浦存入田一二七番地先から 同市鮫浦紅花菱三〇番地先まで		前 A	後 B	一三・一〇 四八・〇	一、二六〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 A	前 B	一三・一〇 四八・〇	一、二六〇・〇			

○宮城県告示第九百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

一 道路の種類 県道

二 道路名 大塩小野停車場線

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

変更の区間

東松島市小松字明神下四八番六地先から  
同市矢本字不動前無番地先まで

○宮城県告示第九百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

一 道路の種類 県道

二 道路名 大塩小野停車場線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
東松島市小松字明神下八六番二地先から 同市小松字明神下二二四番地先まで		前 A	後 B	五・四〇 一三・三六	一、二九・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 A	前 B	五・四〇 一三・三六	一、二九・二			

○宮城県告示第九百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市鮫浦存入田一二七番地先から 同市鮫浦紅花蔓三〇番四地先まで	令和元年 十二月十七日

○宮城県告示第九百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大塩小野停車場線	東松島市小松字明神下四八番六地先から 同市矢本字不動前無番地先まで	令和元年 十二月十七日

### 公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

佐々木薬局 豊里店	登米市豊里町浦軒九十四番三	令和元年十二月一日
きずな薬局 富ヶ丘	富谷市富ヶ丘二丁目十一一四十五	令和元年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	田谷薬局	気仙沼市田中前一丁目一番地十
変更後	田谷薬局	気仙沼市田中前二丁目一十一
変更前	さんた薬局	白石市旭町四丁目一
変更後	さんた薬局	白石市鷹巣東一丁目五―二十九
変更前	りふの内科クリニック	宮城県利府町利府字新揺橋六十一―一 (十八街区四画地)
変更後	りふの内科クリニック	宮城県利府町新中道二丁目一番地二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城第一高校仮設校舎賃借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年十一月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大和リース株式会社仙台支社 仙台市太白区大野田

選挙管理委員会

- 四丁目二十八番地の三
- 五 落札金額 八億二千七百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年十月二十九日

○宮選管告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。  
令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤徳彦後援会	佐藤 徳彦	佐藤 徳彦	遠田郡涌谷町字洪江一〇四一三	令和元年九月十一日
高野晃を励ます会	高野 晃	高野 由佳	牡鹿郡女川町女川浜字大原二〇四	令和元年八月二十三日
ちば栄幸後援会	阿部 芳博	高橋 浩	名取市上余田字千刈田二一	令和元年十一月二十五日
三浦ななみ後援会	三浦 奈名美	三浦 洋子	仙台市若林区三百人町九六一二	令和元年九月二十四日

○宮選管告示第百五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
立憲民主党宮城県参	小川のり子	主たる事務	仙台市青葉区本 仙台市宮城野区	令和元年

議院選挙区第1総支部  
議院選挙区第1総支部  
町三一五一一一  
榴岡四一一二一  
十月一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
伊藤雅一後援会	佐々木良正	代表者の氏名	佐々木良正	令和元年十一月十八日
大橋信夫後援会	森 由雄	代表者の氏名	森 由雄	平成三十一年四月四日
千葉けんじ後援会	千葉 健司	主たる事務所の所在地	栗原市築館業師 四一四一二一	令和元年九月三十日
守屋もりたけ後援会	守屋 守武	主たる事務所の所在地	気仙沼市長磯浜 二八一	令和元年十一月二十日
八島利美後援会	黒田 正敏	主たる事務所の所在地	角田市高倉字新 町一九四一五	令和元年十一月一日
わたなべ忠悦後援会	亀井 達夫	主たる事務所の所在地	登米市迫町佐沼 字大網五三四	令和元年十一月一日

○宮選管告示第百五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大橋信夫後援会	森 由雄	令和元年五月一日
菅野きょう子後援会	菅野 恭子	令和元年十一月二十一日
菊地昭一後援会	菊地 昭一	令和元年十一月二十一日
後藤とおる後援会	後藤 哲	令和元年十一月二十一日
近藤孝後援会	佐藤 政治	平成三十年十二月十九日

佐藤アヤ後援会 佐藤 アヤ 令和元年十一月二十一日

首藤博敏後援会 首藤 博敏 令和元年五月二十四日

仙台市の未来を考える会 桜井 享修 令和元年十月三十一日

田村みのる後援会 花沢 政市 令和元年八月三十一日

地域政党 輝くまち 柳橋 邦彦 令和元年十月三十一日

地域政党 輝くまち 泉第一支部 柳橋 邦彦 令和元年十月三十一日

地域政党 輝くまち 泉第二支部 柳橋 邦彦 令和元年十月三十一日

宮城野創政会 田村 稔 令和元年八月三十一日

門田よしのり後援会 門田 幸治 令和元年七月三十一日

柳橋くにひこの会 柳橋 邦彦 令和元年十月三十一日

○宮選管告示第百六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

近藤孝後援会

報告年月日 1. 5. 30 (30. 12. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

菅野きょう子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 菅野 恭子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 白石市議会議員

報告年月日 1. 11. 22 (1. 11. 21解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

菊地昭一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地 昭一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 1. 11. 22 (1. 11. 21解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

後藤とおる後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 後藤 哲

資金管理団体の届出に係る公職の種類 利府町議会議員

報告年月日 1. 11. 22 (1. 11. 21解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤アヤ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 アヤ

資金管理団体の届出に係る公職の種類 亘理町議会議員

報告年月日 1. 11. 22 (1. 11. 21解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

首藤博敏後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 首藤 博敏

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員

報告年月日 1. 5. 24 (1. 5. 24解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

宮城野創政会	5 寄附の内訳
資金管理団体の届出をした者の氏名 田村 稔	〔個人分〕
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員	庄司充宏
報告年月日 1. 11. 13 (1. 8. 31解散)	及川辰夫
1 収入総額	伊藤長一
前年繰越額	年間五万円以下のもの
2 支出総額	(その他の政治団体)
0	大橋信夫後援会
柳橋くまひこの会	報告年月日 1. 6. 28 (1. 5. 1解散)
資金管理団体の届出をした者の氏名 柳橋 邦彦	1 収入総額
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員	前年繰越額
報告年月日 1. 11. 6 (1. 10. 31解散)	2 支出総額
1 収入総額	3 支出の内訳
1,118,334	経常経費
前年繰越額	人件費
250,331	450,041
本年収入額	450,041
868,003	1,266,521
2 支出総額	1,266,521
1,118,334	0
3 本年収入の内訳	0
寄附	0
820,000	0
個人分	0
820,000	0
機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
48,000	0
その他の催物事業	0
48,000	0
その他の収入	0
3	0
一件十万円未満のもの	0
3	0
4 支出の内訳	0
経常経費	87,570
87,570	87,570
備品・消耗品費	1,030,764
1,030,764	1,030,764
政治活動費	519,440
519,440	519,440
組織活動費	302,435
302,435	302,435
機関紙誌の発行その他の事業費	186,270
186,270	186,270
機関紙誌の発行事業費	116,165
116,165	116,165
宣伝事業費	208,889
208,889	208,889
その他の経費	208,889
208,889	208,889

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

地域政党 輝くまち 泉第二支部  
 報告年月日 1.11.6 (1.10.31解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

門田よしのり後援会  
 報告年月日 1.7.31 (1.7.31解散)

1 収入総額 0  
 2 支出総額 0

○宮選管告示第百六十二号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
守屋 守武	守屋もりたけ後援会	主たる事務所の所在地	気仙沼市長磯浜二一〇六一六九	気仙沼市松崎片浜	令和元年十一月二十日

○宮選管告示第百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和元年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出  
 資金管理団体の届出  
 をした者の氏名  
 柳橋 邦彦  
 柳橋くにひこの会  
 資金管理団体の名称  
 柳橋くにひこの会  
 取消年月日  
 令和元年十月三十一日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 森 由雄  
 菅野 恭子  
 菊地 昭一  
 後藤 哲  
 佐藤 アヤ  
 首藤 博敏  
 田村 稔

資金管理団体の名称

大橋信夫後援会

菅野きょう子後援会

菊地昭一後援会

後藤とおる後援会

佐藤アヤ後援会

首藤博敏後援会

宮城野創政会

令和元年四月四日

令和元年十一月二十一日

令和元年十一月二十一日

令和元年十一月二十一日

令和元年十一月二十一日

令和元年五月二十四日

令和元年八月三十一日